証券コード　3032
平成27年６月11日

株　主　各　位

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
株式会社　ゴルフ・ドゥ
代表取締役社長　伊　東　龍　也

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

尚、本総会の付議事項には、その決議に定足数を必要とする議案がございます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後６時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
ラフレさいたま　５Ｆ　桃　２番

３．目的事項

報告事項
１．第28期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第28期（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第７号議案　当社従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

（お願い）

※　当日、ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付までご提出くださいますようお願い申し上げます。

※　株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウエブサイト（http://www.golfdo.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

Ⅰ．企業集団の現況

１．当事業年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税率引き上げ後の個人消費の落ち込みや急激な円安進行が当連結会計年度を通して大きな懸念材料となりましたが、全体として景気は緩やかに回復してきました。しかしながら、円安・コスト高による中堅・中小製造業の業績悪化や、中国など新興国の景気減衰など、先行き不透明な状況が続きました。

ゴルフ業界におきましては、消費税増税後の反動から多少の回復傾向はみられましたが、メーカー各社から新商品は出るものの、特に市場を牽引するような「強力な商品」が見当たらず、今までプロパー品のマイナスを補填してきました「マークダウン品」も市場全体を底上げするまでの動きになっていない模様です（矢野経済研究所「ＹＳＰゴルフデータ」）。なお、経済産業省「特定サービス産業動態調査」によりますと、平成27年２月のゴルフ場／練習場の利用者数は前年同月比134.7％／113.3％と大きな伸びとなっておりますが、これは、前年２月の例年にない大雪が影響したことによるものです。

このような経営環境のもと当社グループでは、直営事業では消費税増税に対して販促活動などさまざまな施策を計画、実行することに努めてまいりましたが、当第１四半期連結会計期間では、購入客数の減少などをくい止めることができず、収益を圧迫する状況が続きました。しかしながら夏以降、秋からの新商品を見越したマークダウンや新商品の発表に伴い、中古クラブの売上が回復してまいりました。また、今後のＦＣ事業展開も視野に入れた新しいスタイルの中古ショップ「Golfdo! Studio」を出店、リペアや地クラブパーツを強化しており、新たなコンセプトショップの展開を目指しております。営業販売事業では、依然として円安局面での直輸入商材への発注は減少し、国内特価商材の受注獲得に努めてまいりました。

店舗につきましては、直営事業において平成26年12月に「Golfdo! Studio 田無ファミリーランド店」の１店舗を出店いたしました。フランチャイズ事業におきましては、平成26年４月に「倉敷笹沖店」、平成27年３月に新規加盟による練習場パッケージ３号店として「富士見台ゴルフクラブ店」を出店しましたが、個人オーナー店の２店舗の閉店がありました。よって、

平成27年３月末日現在の営業店舗数は全国で合計76店舗となっております。

この結果、当連結会計年度の業績は売上高が42億68百万円（前連結会計年度は売上高43億12百万円）、営業利益は22百万円（前連結会計年度は営業損失66百万円）、当期純利益は25百万円（前連結会計年度は当期純損失１億15百万円）となりました。

セグメント別の売上高は次のとおりであります。

直営事業の売上高は29億32百万円（前期比6.2％増）となり、フランチャイズ事業の売上高は４億19百万円（前期比3.1％減）、そして営業販売事業の売上高は９億15百万円（前期比18.1％減）となっております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度は直営店出店(Golfdo! Studio 田無ファミリーランド店）、既存店舗の内外装工事及び設備工事、社内OA機器取得、新規システムの開発などにより総額27百万円の設備投資を実行いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、グループの所要資金として長期借入金１億80百万円、短期借入金50百万円を金融機関から調達しております。その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収合併または新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成26年５月８日付の取締役会において決議されたことを踏まえ、株式会社サクシアの全株式を譲渡しております。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

２．直前３事業年度の財産及び損益の状況

(1)企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 （平成23年４月～平成24年３月）	第 26 期 （平成24年４月～平成25年３月）	第 27 期 （平成25年４月～平成26年３月）	第 28 期 （当連結会計年度） （平成26年４月～平成27年３月）
売　上　高（千円）	4,043,595	4,423,387	4,312,733	4,268,592
経　常　利　益（千円）	130,381	92,252	△69,020	18,112
当　期　純　利　益（千円）	103,708	24,625	△115,487	25,788
１株当たり当期純利益　（円）	8,379.14	1,985.32	△93.10	20.79
総　資　産（千円）	1,970,981	2,127,249	2,398,419	2,335,084
純　資　産（千円）	483,763	526,737	430,392	486,765
１株当たり純資産額　（円）	39,000.64	42,465.15	346.98	392.45

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨て、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．当社は、平成25年10月１日付けで株式１株につき、100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第27期連結会計年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たりの当期純利益を算定しております。
３．記載金額頭部の△は損失を示しております。

(2)当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 25 期 （平成23年４月～平成24年３月）	第 26 期 （平成24年４月～平成25年３月）	第 27 期 （平成25年４月～平成26年３月）	第 28 期 （当事業年度） （平成26年４月～平成27年３月）
売　上　高（千円）	3,375,291	3,591,797	3,526,631	3,587,610
経　常　利　益（千円）	130,832	65,384	△3,665	28,390
当　期　純　利　益（千円）	123,448	32,025	△24,714	16,802
１株当たり当期純利益　（円）	9,974.02	2,581.83	△19.92	13.55
総　資　産（千円）	2,001,678	2,104,256	2,490,028	2,395,974
純　資　産（千円）	572,553	604,578	579,864	606,213
１株当たり純資産額　（円）	46,158.78	48,740.61	467.48	488.76

（注）１．記載金額は千円未満を切り捨て、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
２．当社は、平成25年10月１日付けで株式１株につき、100株の株式分割を行っております。当該株式分割については、第27期事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して１株当たりの当期純利益を算定しております。
３．記載金額頭部の△は損失を示しております。

３．重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
スクエアツウ・ジャパン株式会社	千円 10,000	100%	ゴルフ用品の小売及び卸売事業
株式会社ＣＳＩサポート	千円 9,000	100%	マーケティングに関する調査及び支援業務事業
The Golf Exchange Inc.	US$ 400,000	100% (100%)	ゴルフ用品の小売及び卸売事業

（注）１．議決権比率欄の（　）内は、当社の子会社の占める議決権比率を内数にて表示しております。

２．平成26年５月８日付の取締役会決議を踏まえ、株式会社サクシアの全株式を譲渡しております。

4．対処すべき課題

当社グループの属するゴルフ用品業界は、市場規模が年々縮小し、その結果、競合他社との価格競争も一層激しくなるなど厳しい環境下にあります。そうした環境下で安定成長を続けるために、当社グループが対処すべき課題は以下のとおりであります。

① 直営店の店舗展開

当社グループは、平成18年以降、首都圏ロードサイド大型店に絞り直営店を出店してきました。今後は、出店する地域を広げ、都市型小型店舗や練習場インショップ型店舗も視野に入れ、さまざまな立地に応じた店舗形態を開発してまいります。

② フランチャイズチェーン本部の機能強化と加盟店開発の再開

フランチャイズチェーン展開を今後も発展させていくには、本部機能を強化し本部方針をフランチャイズ加盟店に徹底させると同時にフランチャイズ加盟店側のニーズにきめ細やか、かつ柔軟・迅速に対応していく必要があります。そのためにフランチャイズ加盟店の経営指導を行うスーパーバイザーのレベルアップ、情報システムの強化を引き続き図ってまいります。また、現在店舗のない空白エリアである地域や練習場インショップに対して出店すべく加盟店開発を進めてまいります。

③ 人材の確保と育成

直営店の出店と新規事業開発を図るためには、人材の確保と育成が重要であり当社グループにおきましては従来の中途採用に加え、今後さらに新卒の定期採用に積極的に取り組んでまいります。また、採用後の教育及び研修制度等による従業員に対する教育の充実と人材の育成に取り組み、かつ人事制度の見直しも進めてまいります。

④ コンプライアンス、リスク管理体制の強化

法令を遵守するだけではなくて企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制の充実・強化が重要であります。また、当社グループを取り巻く事業環境の変化と事業規模の拡大に伴い、従来には想定していなかった事業リスクの発生の可能性に対しても準備が必要であり、これらのリスクの発生を未然に防ぐためには内部管理体制の強化も重要であります。また、金融商品取引法での内部統制制度に従って内部統制の整備・充実を図っており、社内規程類の見直し、内部監査機能の強化、監査法人・顧問弁護士など社外専門家との連携をより一層密にしており、その連携強化を図っていく方針であります。

５．主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社グループは、中古ゴルフクラブの売買を中心とするゴルフリユースショップ「ゴルフ・ドゥ！」の直営店舗展開及びフランチャイズチェーンの本部運営事業と、ＢtoＢ事業としてのゴルフ用品販売を主要事業としております。

６．主要な事業所及び店舗（平成27年３月31日現在）

(1) 当社

名称	所在地
本社	埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目３番１号
ゴルフ・ドゥ！草加店	埼玉県草加市北谷一丁目27番21号
ゴルフ・ドゥ！吹上店	埼玉県鴻巣市袋155番１
ゴルフ・ドゥ！北浦和店	埼玉県さいたま市浦和区領家四丁目１番２号
ゴルフ・ドゥ！多摩ニュータウン店	東京都八王子市松木33番13
ゴルフ・ドゥ！深谷店	埼玉県深谷市国済寺町26番６
ゴルフ・ドゥ！花小金井店	東京都小平市花小金井三丁目18番２号
ゴルフ・ドゥ！川越店	埼玉県川越市山田1652番１
ゴルフ・ドゥ！水戸店	茨城県水戸市笠原町1194番８
ゴルフ・ドゥ！大宮丸ヶ崎店	埼玉県さいたま市見沼区大字丸ヶ崎995番
ゴルフ・ドゥ！武蔵村山店	東京都武蔵村山市三ツ藤二丁目３番
ゴルフ・ドゥ！新大宮バイパス浦和店	埼玉県さいたま市桜区町谷一丁目21番１号
ゴルフ・ドゥ！GLOBO蘇我店	千葉県千葉市中央区川崎町１番34号
ゴルフ・ドゥ！柏店	千葉県柏市若柴２番１号
ゴルフ・ドゥ！横浜町田インター店	東京都町田市鶴間782番１号
ゴルフ・ドゥ！荒川沖店	茨城県稲敷郡阿見町住吉二丁目12番15号
ゴルフ・ドゥ！環七練馬店	東京都練馬区豊玉南二丁目16番３の２
ゴルフ・ドゥ！神田須田町店	東京都千代田区神田須田町一丁目14番６号
ゴルフ・ドゥ！宇都宮鶴田店	栃木県宇都宮市鶴田町字鹿沼道北2043番１
ゴルフ・ドゥ！スタジオ田無ファミリーランド店	東京都西東京市芝久保町五丁目８番２号
ゴルフ・ドゥ！物流センター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目174番14号

(2) 子会社

国　内	スクエアツウ・ジャパン株式会社	(埼玉県さいたま市)
国　内	株式会社ＣＳＩサポート	(埼玉県さいたま市)
海　外	The Golf Exchange Inc.	(米国カリフォルニア州)

７．使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
107名	6名増	34.4歳	5.2年

（注）１．臨時使用人は含んでおりません。
２．平均年齢及び平均勤続年数は小数点第２位を切り捨て小数点第１位まで表示しております。

８．主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

単位：百万円

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	570
株式会社武蔵野銀行	161
株式会社みずほ銀行	100
株式会社常陽銀行	80
株式会社商工組合中央金庫	79
株式会社足利銀行	74
株式会社大東銀行	38
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	37
株式会社八十二銀行	27
株式会社群馬銀行	2

９．その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは企業収益向上に向け、事業の多角化を模索する一環として、平成25年４月にマーケティング調査を目的とする株式会社ＣＳＩサポート（以下「ＣＳＩ社」という）を設立し、12月にはサプリメントや健康食品の販売を目的とする株式会社サクシア（以下「サクシア社」という）を設立しております。これまで両社の事業の方向性ならびにグループとの事業シナジー創出等について検討してまいりましたが、より専門性と効率性を図りながら競争力を高めることが求められるサクシア社の市場環境においては、同社をグループから独立した経営体制に移行させることが有益であると判断し、平成26年５月８日開催の当社取締役会において、当社が保有する株式会社サクシアの株式のすべてを小谷野正道氏に譲渡する旨を決議し、平成26年５月８日付で締結した株式譲渡契約に基づき、平成26年５月８日に同社株式を売却いたしました。

(1) 売却した相手の名称　小谷野　正道
(2) 売却の時期　平成26年５月８日
(3) 当該子会社等の名称、事業内容
　①名称　株式会社サクシア
　②事業内容　健康食品のインターネット販売
(4) 売却した株式数、売価価額、売却損益及び売却後の持分比率
　①譲渡株式数　90,000株（議決権後の数：90,000株）
　②譲渡価額　12,600千円
　③売却利益　3,600千円
　④売却後の所有株式数　0株（所有割合：0%）

なお、ＣＳＩ社につきましては、平成26年７月に事業スタートを目標としておりましたが、システム開発など準備の遅れにより、本年の事業スタートに変更となりました。

Ⅱ．会社の現況

１．株式の状況　（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　4,400,000株

(2) 発行済株式総数　1,311,300株

(3) 株主数　1,022名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
松田芳久	573,200	46.21
佐藤智之	133,229	10.74
ラオックス株式会社	40,000	3.22
佐藤弘子	31,300	2.52
楠木哲也	31,000	2.49
伊東龍也	18,500	1.49
株式会社丸三	16,300	1.31
浅沼和彦	14,000	1.12
フォーク株式会社	13,200	1.06
今井みき	13,000	1.04

（注）１．当社は平成25年10月１日付けで株式１株につき、100株の株式分割を行っております。

２．当社は自己株式を70,979株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

３．持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成26年６月17日発行　第４回新株予約権

●新株予約権の数　300個

●新株予約権の目的となる株式の種類と数　普通株式　30,000株

●新株予約権の行使時の払込金額　1株当たり1円

●新株予約権を行使することができる期間

平成26年６月17日～平成31年６月16日

●新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、上記に定める新株予約権を行使することができる期間において新株予約権を行使することができる。

②上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議または会社法第416条第４項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。

③その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

●新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。また、質入れその他一切の処分は認めない。

●当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役（社外役員でない者）	300個	30,000株	3名

(2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

役　　名	氏　　名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊　東　龍　也	ｽｸｴｱｿｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　代表取締役社長 株式会社CSIサポート　代表取締役社長 The Golf Exchange Inc.　取締役
取締役会長	松　田　芳　久	株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ　代表取締役 ｽｸｴｱｿｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　取締役
取　締　役	大　井　康　生	経営管理本部長 ｽｸｴｱｿｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社　取締役
常勤監査役	小　澤　幸　乃	
監　査　役	志　村　孝　典	
監　査　役	安　野　憲　起	司法書士

（注）１．監査役　志村孝典氏及び監査役　安野憲起氏は、社外監査役であります。
　　２．監査役　安野憲起氏は、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員であります。

(2) 社外役員に関する事項

①　社外取締役に関する事項

社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度において、当社における適切な取締役会のあり方につき、現行の監査役会設置会社の枠組みの中での社外取締役の選任のみならず、監査等委員会設置会社への移行も検討して参りました。

その結果、平成27年５月１日の改正会社法施行後、監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監督機能を強化することによってコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることと致しました。

かかる経緯により、当社では当事業年度末日において社外取締役を置いておりませんが、平成27年６月開催予定の定時株主総会において、社外取締役２名を含む取締役選任議案を付議し、これを選任する予定です。

②　社外監査役に関する事項

ア．責任限定契約の内容の概要

当社は、監査役が期待される役割を充分発揮できるよう、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。これにより志村孝典氏及び安野憲起氏との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

ａ．社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
ｂ．上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

イ．事業年度中の取締役会及び監査役会への出席状況

区　　分	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役志村孝典	14回	82%	11回	84%
監査役安野憲起	16回	94%	13回	100%

（注）上記の取締役会の開催数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が１回ありました。

ウ．取締役会及び監査役会での発言状況

監査役志村孝典氏は、企業会計監査に関する豊富な経験より、また、監査役安野憲起氏は、企業法務に関する豊富な経験と専門的見地より、経営陣から独立した視点で経営の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支給額	摘　　要
取締役	3名	50,370千円	
監査役	3名	8,400千円	（うち社外監査役２名　1,200千円）
合　　計	6名	58,770千円	

（注）上記報酬等の額には、取締役３名に対して職務執行の対価として付与したストックオプションの金額（9,570千円）が含まれております。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が解任した旨と解任の理由を報告します。

なお、当社は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

５．業務の適正を確保するための体制

内部統制システム構築の基本方針

（平成25年５月13日改訂）

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第４項第６号）（会社法施行規則第100条第１項第４号）

① 取締役及び使用人が、公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼されるコンプライアンス体制を維持し確立できるように会社理念、行動規範及び会社方針を定め、遵守する。

② 法令及び定款の遵守体制を確実にするために、グループ各社にリスク管理委員会を置き、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の定着と運用の徹底を図るため、社内研修等必要な活動を推進する。

③ 使用人は、法令及び就業規則のほか諸規程に基づき、法令遵守・企業倫理に則った行動のもと業務の執行に当たり、各部門は職制を通じて業務執行の徹底と監督を行うものとする。

④ 当社経営企画室にＣＳＲチームを置き、グループ各社のコンプライアンス体制の整備・維持を図るものとする。また、内部監査部門として、「内部監査規程」ならびに「個人情報保護規程」に基づき各部門の業務監査・制度ならびに実態の監査を実施し、不正の発見、防止及び改善を図るとともに、その結果を定期的に取締役会に報告する。

⑤ 違法行為等によるコンプライアンス・リスクの最小化を図るために、内部通報制度等の整備・構築として「ヘルプラインに関する規程」を設ける。

⑥ 取締役会は、「取締役会規程」等の付議事項に関する関係規程を整備し、当該関係規程に基づき、当社の業務執行を決定する。

⑦ 取締役会が取締役の職務執行を監督するため、取締役は担当業務の執行状況を毎月取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

⑧ 当社は、監査役会設置会社である。各監査役は監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」等に基づき、法令及び定款の遵守体制に問題があると認められた場合は、改善策を講ずることを取締役会に求める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第１項第１号）

① 取締役の職務執行に関する情報を文書または電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」に従い、適切に保存及び管理する。

② 当社経営企画室ＣＳＲチームは、取締役の職務の執行に関する情報の保存及び管理について監査を行う。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第１項第２号）

① 取締役会は、事業継続性確保のためリスク管理体制を適宜見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 全社的リスク管理の主管部門である当社経営管理本部は、グループ各社ならびに各部門のリスク管理体制の整備を支援するとともに、全社的なリスクの把握及び取組み状況を点検し、グループ全体のリスク管理に関わる規則・規程・マニュアル等の策定にあたり、リスク管理の状況を点検し、改善を推進する。

③ 事業活動に伴う各種のリスクに対しては、それぞれのリスク管理を主管する部門が対応する。事業に重大な影響を及ぼす故障、情報漏洩、信用失墜、災害等の危機に対しては、緊急時の対策等に関連する規程・マニュアル等に定めるものとし、リスクが発生した場合には、これに基づき対応する。

④ 当社経営企画室ＣＳＲチームは、リスク管理体制について内部監査を行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第３号）

① 取締役会は、取締役会規程に従い、毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時に開催して、法令または定款で定められた事項及び経営方針その他経営に関する重要事項を決定する。

② 取締役会の決議により、業務執行を担当する担当役員を選任する。担当役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役の指示の下に、業務を執行する。

③ 業務の執行については、必要な職務の範囲と責任を「組織規程」「業務分掌規程」に定め、決裁の権限を「取締役会規程」及び「決裁権限明細表」に定める。

(5) 財務報告に係る適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するための体制、その他法令等に定める情報開示について適切な開示が行われるための体制を整備する。

(6) 当社ならびに子会社から成る企業集団（グループ各社）における業務の適正を確保するための体制（会社法施行規則第100条第１項第５号）

① 当社はグループ各社の運営面で、全てのステークホルダーに対し、説明責任を負う。

② グループ各社における管理部署を定め、グループ各社の管理規程に基づき管理を行う。

③ グループ各社のリスク管理委員会は、リスク管理体制を構築し、運用する。

④ 当社経営企画室ＣＳＲチームは、グループ内取引の公正性を保持するため、必要に応じて監査を行う。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第１号）

現在、各監査役（会）の職務を補助すべき使用人は配置していないが、監査役（会）から要請ある場合は監査役（会）の職務を補助する使用人の任命を取締役に対して求めることができる。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項（会社法施行規則第100条第３項第２号）

前号の要請ある場合は監査職務を補助する使用人の独立性を確保するため、当該使用人の人事に係る事項の決定には事前に監査役(会)の同意を得ることとする。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制（会社法施行規則第100条第３項第３号）

① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて業務及び内部統制の状況等の報告を行い、当社経営企画室ＣＳＲチームは、実施した監査の結果等を報告する。

② 取締役及び使用人は、法令、定款に違反する恐れのある場合、あるいは会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、当該事項に関する事項を速やかに監査役（会）に報告する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第３項第４号）

① 各社監査役（会）は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ適宜会合をもち、意見交換を行う。

② 各社監査役（会）は、当社経営企画室ＣＳＲチームと十分な連携を図ることで、監査が実効的に行われることを確保する。

③ 各社監査役（会）は、必要に応じて重要な会議へ出席し、必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べること、及び重要情報を入手できることを保証する。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

① グループ各社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力からの不当要求に対しては、毅然とした態度で臨むものとし、断固たる姿勢で反社会的勢力との関係遮断に取り組む。

② グループ各社の従業員ハンドブックの行動規範・指針の中に「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」ことを明記し、社会の秩序や市民の安全に脅威を与えるような勢力との関係は理由の如何を問わずこれを排除する。

③ 日常における取引の中に、反社会的勢力の関係者または関連団体がもぐりこむことのないよう、取引先について信頼すべき調査機関によりこれを十分調査する。

④ 反社会的勢力に関する情報収集を怠らず、警察当局、顧問弁護士等、外部専門機関との緊密な連携を図る。また、こうした勢力と対峙した場合についての教育・啓蒙を継続的に行う。

（注）平成27年５月１日施行の会社法改正に伴い、平成27年４月27日の取締役会決議を踏まえ、当第28期定時株主総会招集ご通知記載内容の一部を改訂しております。

６．会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,690,323**	**流動負債**	**1,135,040**
現金及び預金	377,494	買掛金	250,070
売掛金	210,047	短期借入金	400,000
商品	1,014,167	1年以内返済予定の長期借入金	277,668
前払費用	31,699	未払法人税等	12,321
繰延税金資産	28,434	賞与引当金	19,877
その他	29,995	ポイント引当金	30,078
貸倒引当金	△1,515	その他	145,024
固定資産	**644,761**	**固定負債**	**713,279**
有形固定資産	**197,809**	長期借入金	494,830
建物及び構築物	153,700	退職給付に係る負債	132,163
工具器具備品	44,108	繰延税金負債	7,021
無形固定資産	**41,718**	資産除去債務	36,465
ソフトウェア	39,702	その他	42,800
その他	2,016	**負債合計**	**1,848,319**
投資その他の資産	**405,232**	純資産の部	
長期貸付金	70,100	**株主資本**	**425,725**
投資有価証券	21,149	**資本金**	**501,320**
長期前払費用	36,579	**資本剰余金**	**178,372**
敷金及び保証金	157,160	**利益剰余金**	**△230,318**
建設協力金	120,243	**自己株式**	**△23,649**
破産更生債権等	2,167	**その他の包括利益累計額**	**51,470**
貸倒引当金	△2,167	**その他有価証券評価差額金**	**4,144**
		為替換算調整勘定	**47,326**
		新株予約権	**9,570**
		純資産合計	**486,765**
資産合計	**2,335,084**	**負債・純資産合計**	**2,335,084**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,268,592**
売上原価		**2,698,747**
売上総利益		**1,569,845**
販売費及び一般管理費		1,547,623
営業利益		**22,222**
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,973	
受取手数料	3,283	
為替差益	862	
雑収入	1,249	10,368
営業外費用		
支払利息	13,314	
雑損失	1,163	14,478
経常利益		**18,112**
特別利益		
子会社株式売却益	23,812	23,812
税金等調整前当期純利益		**41,925**
法人税、住民税及び事業税	12,760	
法人税等調整額	3,375	16,136
少数株主損益調整前当期純利益		**25,788**
当期純利益		**25,788**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年４月１日残高	501,320	178,372	△256,107	△23,625	399,960
連結会計年度中の変動額					
当期純利益			25,788		25,788
自己株式の取得				△23	△23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	25,788	△23	25,764
平成27年３月31日残高	501,320	178,372	△230,318	△23,649	425,725

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
平成26年４月１日残高	2,606	27,826	30,432	－	430,392
連結会計年度中の変動額					
当期純利益					25,788
自己株式の取得					△23
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,537	19,499	21,037	9,570	30,607
連結会計年度中の変動額合計	1,537	19,499	21,037	9,570	56,372
平成27年３月31日残高	4,144	47,326	51,470	9,570	486,765

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

連結注記表

１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

・連結子会社の数	３社
・主要な連結子会社の名称	スクエアツウ・ジャパン株式会社 The Golf Exchange Inc. 株式会社ＣＳＩサポート

（注）前連結会計年度において連結子会社であった株式会社サクシアについては、当社が保有する全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの	連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
・時価のないもの	移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

・ゴルフクラブ（中古）	個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。なお、連結子会社におきましては総平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）を採用しております。
・ゴルフクラブ（中古）以外	総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社におきましては建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。在外子会社はすべて定額法によっております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物　　３～34年
工具器具備品　　２～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

・ソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．長期前払費用

均等償却をしております。

③ 引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

ロ．賞与引当金　　従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

ハ．ポイント引当金　　ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店が発行しているポイント等の連結会計年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．消費税等の会計処理　　税抜方式を採用しております。

ロ．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

ハ．退職給付に係る会計処理の方法　　当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．会計方針の変更等

該当事項はありません。

３．表示方法の変更

該当事項はありません。

４．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　399,552千円

５．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,311,300株	－株	－株	1,311,300株

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	70,900株	79株	－株	70,979株

（注）自己株式の数の増加は、自己株式の取得によるものであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	－株	30,000株	－株	30,000株

６．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

売上債権である売掛金は、営業販売先の信用リスクに晒されております。

仕入債務である買掛金は、そのほとんどが２ヶ月以内の支払い期日であります。

敷金及び保証金と建設協力金は、その償還日が最長で決算日後14年であります。

借入金は、設備投資資金及び運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後５年以内であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスクの管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

ロ.資金調達に係る流動性リスクの管理

担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。なお、デリバティブ取引は実施しておりません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時価(注１、２)	差 額（ 注 １ ）
① 現 金 及 び 預 金	377,494千円	377,494千円	－千円
② 売 掛 金	210,047	210,047	－
貸 倒 引 当 金 ※ 1	△1,515	△1,515	－
差 引	208,531	208,531	－
③ 長 期 貸 付 金 ※ 2	91,000	90,849	△151
④ 投 資 有 価 証 券	21,149	21,149	－
⑤ 敷 金 及 び 保 証 金	157,160	145,343	△11,817
⑥ 建 設 協 力 金	120,243	130,341	10,097
⑦ 破 産 更 生 債 権 等	2,167	2,167	－
貸 倒 引 当 金	△2,167	△2,167	－
差 引	－	－	－
⑧ 買 掛 金 ※ 3	△250,070	△250,070	－
⑨ 短 期 借 入 金 ※ 3	△400,000	△400,000	－
⑩ 未 払 法 人 税 等 ※ 3	△12,321	△12,321	－
⑪ 長 期 借 入 金 ※3、※4	△772,498	△772,526	28

※1　売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2　１年内に回収予定の長期貸付金は、長期貸付金に含めて表示しております。

※3　負債に計上されているものについては、△で表示しております。

※4　１年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

①現金及び預金

現金及び預金の時価については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②売掛金

売掛金については、貸倒実績率により回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

③長期貸付金

長期貸付金の時価については、その将来キャッシュ・フローを新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

④投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

⑤敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、固定資産（建物）の耐用年数をもとに国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑥建設協力金

建設協力金の時価については、契約年数の未経過年数を基に国債の流通利回りを使用して算定する方法によっております。

⑦破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から回収不能見込額を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

⑧買掛金及び⑨短期借入金⑩未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑪長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

その他有価証券については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「④投資有価証券」に含めておりません。

7．賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

8．開示対象特別目的会社に関する注記

該当事項はありません。

９．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額	392円45銭
(2) １株当たり当期純利益金額	20円79銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,531,775**	**流動負債**	**1,086,228**
現金及び預金	296,927	買掛金	204,943
売掛金	212,293	短期借入金	400,000
未収入金	2,820	1年以内返済予定の長期借入金	277,668
商品	927,154	未払金	48,149
貯蔵品	84	未払費用	50,637
前払費用	28,120	未払法人税等	12,160
繰延税金資産	26,398	賞与引当金	19,877
短期貸付金	36,327	ポイント引当金	30,078
その他	2,075	その他	42,715
貸倒引当金	△427	**固定負債**	**703,531**
固定資産	**864,199**	長期借入金	494,830
有形固定資産	**196,651**	退職給付引当金	122,415
建物	146,406	繰延税金負債	7,021
構築物	7,262	資産除去債務	36,465
工具器具備品	42,982	預り保証金	42,800
無形固定資産	**28,998**	**負債合計**	**1,789,760**
ソフトウェア	28,075	純資産の部	
電話加入権	923	**株主資本**	**596,643**
投資その他の資産	**638,549**	**資本金**	**501,320**
長期貸付金	126,100	**資本剰余金**	**178,372**
投資有価証券	0	資本準備金	178,372
関係会社株式	223,856	**利益剰余金**	**△59,400**
長期前払費用	36,579	その他利益剰余金	△59,400
敷金及び保証金	156,168	繰越利益剰余金	△59,400
建設協力金	120,243	**自己株式**	**△23,649**
貸倒引当金	△24,400	**新株予約権**	**9,570**
資産合計	**2,395,974**	**純資産合計**	**606,213**
		負債・純資産合計	**2,395,974**

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　上　高		3,587,610
売　上　原　価		2,146,301
売　上　総　利　益		1,441,309
販売費及び一般管理費		1,414,709
営　業　利　益		26,599
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	5,999	
受　取　手　数　料	33,862	
雑　収　入	773	40,635
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	12,754	
為　替　差　損	584	
貸倒引当金繰入額	24,400	
雑　損　失	1,105	38,844
経　常　利　益		28,390
特　別　利　益		
子会社株式売却益	3,600	
連結納税未払金債務免除益	5,279	8,879
税引前当期純利益		37,269
法人税、住民税及び事業税	22,344	
法人税等調整額	△1,878	20,466
当　期　純　利　益		16,802

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日　至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
平成26年４月１日残高	501,320	178,372	△76,203	△23,625	579,864
事業年度中の変動額					
当期純利益			16,802		16,802
自己株式の取得				△23	△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					
事業年度中の変動額合計	－	－	16,802	△23	16,779
平成27年３月31日残高	501,320	178,372	△59,400	△23,649	596,643

	新株予約権	純資産合計
平成26年４月１日残高	－	579,864
事業年度中の変動額		
当期純利益		16,802
自己株式の取得		△23
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	9,570	9,570
事業年度中の変動額合計	9,570	26,349
平成27年３月31日残高	9,570	606,213

（記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①関係会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

②その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　① ゴルフクラブ（中古）‥‥‥ 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② ゴルフクラブ（中古）以外‥ 総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……建物（建物附属設備を除く）については定額法を、その他の有形固定資産については定率法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～34年
構築物	10～20年
工具器具備品	２～15年

②無形固定資産……ソフトウェア

社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③長期前払費用……均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上する方法を採用しております。

②退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額を計上しております。

③賞与引当金……従業員の賞与の支給に資するため、支給見込額に基づき対象期間分を計上しております。

④ポイント引当金……ポイント等使用による将来の費用負担に備えるため、直営店等が発行しているポイント等の事業年度末残数に対し、過去の利用実績比率に基づき将来使用されると予想される金額を引当計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

2．会計方針の変更等

該当事項はありません。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	381,786千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務

売掛金	72,414千円
未収入金	2,820千円
短期貸付金	15,000千円
長期貸付金	56,000千円
買掛金	18,387千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	234,909千円
仕入高	212,744千円
営業取引以外の取引による取引高	33,370千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式数	1,311,300株
当該事業年度の末日における自己株式数	70,979株
当該事業年度の末日において発行している新株予約権の目的となる株式数	―株

６．税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

		（平成27年３月31日現在）
繰延税金資産（流動）		
未払事業税		1,044
賞与引当金		6,734
ポイント引当金		10,190
繰越欠損金		4,121
その他		4,308
繰延税金資産	小計	26,398
評価性引当額		－
繰延税金資産	合計	26,398
繰延税金資産（固定）		
減価償却費		140
貸倒引当金		8,942
資産除去債務		12,354
退職給付引当金		41,474
繰越欠損金		44,628
その他		80
繰延税金資産	小計	107,621
評価性引当額		△107,621
繰延税金資産	合計	－
繰延税金負債		
固定資産（資産除去債務）		7,021
繰延税金負債	合計	7,021

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第九号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.3%から、平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.8%に、平成28年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.8%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

（単位：千円）

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	スクエアツウ・ジャパン株式会社	所有直接100%	役員の兼務				
			商品の販売	売上高	227,738	売掛金	72,414
			資金の貸付			短期貸付金	12,000
						長期貸付金	19,000
				利息の受取	749		
			業務の受託	受取手数料	19,791	未収入金	1,872
子会社	株式会社CSIサポート	所有直接100%	役員の兼務				
			資金の貸付			短期貸付金	3,000
						長期貸付金	37,000
				利息の受取	650		
			業務の受託	受取手数料	10,787	未収入金	948
子会社	The Golf Exchange Inc.	所有間接100%	役員の兼務				
			商品の仕入	仕入高	201,037	買掛金	16,104

（注）１．取引金額に関しては、消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注）２．取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 貸付金の金利は、市場金利を勘案し合理的に決定しております。

(2) 受取手数料は、諸条件を勘案して交渉の上決定しております。

(3) 販売価格及び仕入価格については、市場価格を参考にして決定しております。

8．１株当たりの情報に関する注記

１株当たり純資産額	488円76銭
１株当たり当期純利益金額	13円55銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　保　範　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬　戸　　卓　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフ・ドゥ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月15日

株式会社　ゴルフ・ドゥ

取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松　本　保　範　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	瀬　戸　　卓　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ゴルフ・ドゥの平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（３）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月25日

株式会社ゴルフ・ドゥ　監査役会

常勤監査役　小　澤　幸　乃　㊞

社外監査役　志　村　孝　典　㊞

社外監査役　安　野　憲　起　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

（１）取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役の機能を活用することで、中長期的な企業価値の向上を図る新たな機関設計として、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定の変更等の所要の変更を行うものです。

（２）責任限定契約を締結できる役員等の範囲が、業務執行取締役ではない取締役へも拡大されたことを受けて、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、この責任限定契約に係る定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）会計監査人に関する規定（責任限定契約に関する規定を含む。）を新たに設けたものです。

（４）その他、必要な条数の変更、その他文言の整理を行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　　則	第１章　総　　則
第１条～第３条　（条文省略）	第１条～第３条　（現行どおり）
（機関）	（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査役 ③　監査役会 ④　会計監査人	第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 ①　取締役会 ②　監査等委員会 （削　　除） ③　会計監査人
第５条～第17条　（条文省略）	第５条～第17条　（現行どおり）
（取締役の員数）	（取締役の員数）
第18条　当会社の取締役は、７名以内とする。	第18条　当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、４名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	（２）当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は３名以上とする。
（取締役の選任方法）	（取締役の選任方法）
第19条　　（新　　設）	第19条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	（２）取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
（２）取締役の選任決議は、累積投票によらない。	（３）取締役の選任決議は、累積投票によらない。
（任期）	（取締役の任期）
第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。	第20条　取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（新　　設）	（２）監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（２）増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。	（３）退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。
（新　　設）	（４）会社法第329条第３項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
（取締役会の議長及び招集）	（取締役会の議長及び招集）
第21条　　（条文省略）	第21条　　（現行どおり）
（２）　　（条文省略）	（２）　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（３）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	（３）取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対し発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
（４）取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	（４）取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
（代表取締役および役付取締役）	（代表取締役および役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	第22条　取締役会は、その決議によって、監査等委員以外の取締役の中から、代表取締役を選定する。
（２）　（条文省略）	（２）　（現行どおり）
（新　　設）	（業務執行の決定の取締役への委任） 第23条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。
（報酬）	（報酬）
第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。	第24条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。
第24条～第25条　（条文省略）	第25条～第26条　（現行どおり）
（取締役の責任免除）	（取締役の責任免除）
第26条　（条文省略）	第27条　（条文省略）
（２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第５章　監査等委員会
（新　　設）	（監査等委員会の招集通知）
	第28条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
	（２）監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。
（新　　設）	（監査等委員会の決議方法）
	第29条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数で行う。
（新　　設）	（監査等委員会規定）
	第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第５章　監査役及び監査役会	（削　　除）
（員数）	（削　　除）
第27条　当会社の監査役は、３名以内とする。	
（選任方法）	（削　　除）
第28条　監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。	
（２）当会社は、会社法第329条第２項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（３）前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始のときまでとする。 （任期） 第29条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 （２）任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期満了するときまでとする。ただし、前条第２項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役として選任後４年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	（削　　除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（常勤の監査役）	（削　　除）
第30条　監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。	
（監査役会の招集通知）	（削　　除）
第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。	
（２）監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	
（監査役会の決議方法）	（削　　除）
第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行なう。	
（監査役会規程）	（削　　除）
第33条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	
（報酬）	（削　　除）
第34条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	
（監査役の責任免除）	（削　　除）
第35条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	
（２）当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	第６章　会計監査人
（新　　設）	（会計監査人の選任）
	第31条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（新　　設）	（会計監査人の任期）
	第32条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
	（２）会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新　　設）	（会計監査人の報酬等）
	第33条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
（新　　設）	（会計監査人との責任限定契約）
	第34条　当会社は会計監査人との間で、会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。
第６章　計　　算	第７章　計　　算
第36条～第39条　（条文省略）	第35条～第38条　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新　　設）	附則 （監査役の責任免除に関する経過措置） （１）当会社は、第28期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 （２）第28期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第427条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条第２項の定めるところによる。

第２号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたしますとともに、取締役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	いとう　たつや 伊東　龍也 （昭和31年７月20日生）	平成７年12月　株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役就任 平成12年４月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ専務取締役就任 平成15年11月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ九州取締役就任 平成17年４月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ 代表取締役社長就任（現任） 平成22年５月　ｽｸｴｱﾂｳ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社 代表取締役社長就任（現任） 平成22年12月　The Golf Exchange Inc. 取締役就任（現任） 平成25年４月　株式会社CSIサポート 代表取締役社長就任（現任）	18,500株
2	まつだ　よしひさ 松田　芳久 （昭和33年８月21日生）	昭和61年11月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ 代表取締役就任 昭和62年９月　有限会社ﾌﾟﾗｽﾜﾝ設立 代表取締役就任 平成元年２月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟを株式会社へ改組 代表取締役就任（現任） 平成８年９月　ｽﾀｱﾀﾞｲﾚｸﾄ株式会社取締役就任 平成12年４月　有限会社ﾌﾟﾗｽﾜﾝを株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩへ改組　代表取締役就任 平成17年４月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ 取締役会長就任（現任） 平成22年５月　ｽｸｴｱﾂｳ・ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社 取締役就任（現任）	573,200株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	おおいやすお 大井康生 (昭和26年２月25日生)	平成13年４月　ｱｰﾙﾋﾞﾊﾞﾝ株式会社入社 平成14年５月　株式会社ｺﾞﾙﾌ･ﾄﾞｩ入社 平成17年４月　株式会社ｺﾞﾙﾌ･ﾄﾞｩ 経営管理本部長就任（現任） 平成17年６月　株式会社ｺﾞﾙﾌ･ﾄﾞｩ 取締役就任（現任） 平成22年５月　ｽｸｴｱﾂｳ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ株式会社 取締役就任（現任）	1,000株

（注）１．当社は、松田芳久氏が代表取締役を務める株式会社ボックスグループとの間に物品購入に関する取引基本契約等を締結しておりますが、その取引高は僅少であります。

２．その他の各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	おざわ　ゆきの 小澤　幸乃 (昭和30年４月25日生)	昭和61年11月　有限会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ入社 平成５年12月　株式会社ﾎﾞｯｸｽｸﾞﾙｰﾌﾟ取締役就任 平成12年４月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ取締役就任 平成12年９月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ 常勤監査役就任（現任）	1,000株
2	しむら　たかのり 志村　孝典 (昭和34年２月19日生)	昭和63年９月　株式会社水上三洋商会入社 平成12年９月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ 監査役就任（現任）	－株
3	やすの　のりき 安野　憲起 (昭和24年４月28日生)	平成２年８月　司法書士登録 安野事務所所長（現任） 平成17年２月　株式会社ｺﾞﾙﾌ・ﾄﾞｩ 監査役就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．志村孝典氏及び安野憲起氏は、社外取締役候補者であります。また、安野憲起氏は、名古屋証券取引所が定める独立役員候補者であります。

３．志村孝典氏及び安野憲起氏を監査等委員である社外取締役候補者とする理由及び職務を適切に遂行できると当社が判断した理由

志村孝典氏につきましては、会社経営に関与した経験はありませんが当社社外監査役としての14年間の経験を通じて、当社への理解も深いことから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役候補者とさせていただき、またその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

安野憲起氏につきましては、司法書士として、法務・財務に関する相当程度の知見を有しており、また、司法書士事務所所長として、数多くの企業の法務について経験を有していることから、これを当社の監査体制の強化に活かしていただきたく、監査等委員である社外取締役候補者とさせていただき、またその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

４．小澤幸乃氏、志村孝典氏、安野憲起氏との責任限定契約について

当社は、小澤幸乃氏、志村孝典氏、安野憲起氏と、会社法第423条第１項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当会社は第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
えんどうけいこ 遠藤恵子 （昭和40年７月24日生）	平成３年３月　遠藤司法書士事務所開設 平成７年10月　業務廃止により同事務所閉鎖 平成14年10月　遠藤司法書士事務所開設（現任） 平成19年５月　埼玉司法書士会　理事	－株

（注）１．候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。

２．遠藤恵子氏は補欠の社外取締役候補者であります。

３．遠藤恵子氏を補欠の社外取締役候補者とする理由は、同氏が司法書士としての知見と経験を有し、その専門的見地が当社の監査体制に有用と考え補欠監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は会社経営に関与した経験はありませんが、その司法書士としての経験と専門知識、幅広い見識から当社監査等委員である社外取締役の職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

４．当社は、遠藤恵子氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第423条第１項の賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第５号議案　取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年６月５日開催の臨時株主総会において年額１億6,000万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）とすること、また、これとは別枠で、平成20年６月27日開催の第21期定時株主総会において、年額2,700万円（うち社外取締役70万円）の範囲内で新株予約権を付与すること、さらに別枠で、平成25年６月21日開催の第26期定時株主総会において、年額2,000万円（うち社外取締役０円）の範囲内で報酬型ストックオプションとして新株予約権を付与することにつきご承認いただき、今日に至っておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額１億6,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員であるものを除く。）は３名（社外取締役は不在）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第６号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　当社従業員に対して特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及びに第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の従業員に業績向上に対する意欲や士気を高め、企業価値の増大を図ることを目的とし、当社の従業員に対し、金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

２．新株予約権割当の対象者

当社従業員

３．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容及び数の上限等

（１）新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式40,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

（２）新株予約権の総数

400個を上限とします。新株予約権１個当たりの目的となる株式数は、100株とします。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。

（３）新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権と引き換えに金銭を払い込むことを要しないものとします。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とします。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とします。

なお、新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込価額}}{\text{１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができるものとします。

（５）新株予約権を行使することができる期間

平成30年７月１日から平成35年６月30日までとします。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じた時は、その端数を切り上げるものとします。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とします。

（７）新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の従業員であることを要します。ただし、従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りでありません。

②新株予約権の相続はこれを認めないものとします。

③その他権利行使の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところに依るものとします。

（８）新株予約権の取得事由及び条件

①当社は、新株予約権者が上記（７）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。

②当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で取得することができるものとします。

（９）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

（１０）当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

①合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を継承する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

株式交換をする株式会社の発行済み株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

（１１）新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。

（１２）新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

会　場：埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目２番
　　ラフレさいたま　５Ｆ　桃　２番
ＴＥＬ：０４８－６０１－１１１１



ＪＲ京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車　徒歩約７分
ＪＲ埼京線「北与野駅」下車　徒歩約10分
※東北・上越・北陸新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。